

証券コード：5261



第132回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時 2025年6月27日（金曜日）
午前10時（午前9時30分 受付開始）

開催場所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル47階
新宿住友スカイルーム ROOM 5
(ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

株主総会ご出席へのお土産はご用意しておりません
のであらかじめご了承いただきますようお願い申し
あげます。

リソルホールディングス株式会社

証券コード 5261
(発信日) 2025 年 6 月 6 日
(電子提供措置の開始日) 2025 年 6 月 5 日

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目24番1号

リソルホールディングス株式会社

代表取締役社長 大澤 勝

第132回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第132回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆さまにおかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、当日ご出席されない方はインターネット等又は書面（郵送）にて2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

新宿住友ビル47階 新宿住友スカイルーム ROOM5

3. 目的事項

報告事項

1. 第132期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第132期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

取締役7名選任の件

第2号議案

監査役1名選任の件

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

本株主総会の招集に際しましては株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイトに「第132回定期株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト IR情報	https://www.resol.jp/ir/meeting/	
東京証券取引所 ウェブサイト (東証上場会社 情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「リソルホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「5261」を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択	
株主総会資料 掲載ウェブサイト	https://d.sokai.jp/5261/teiji/	

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の上記ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましてはお送りする書面には記載しておりません。

- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月27日（金曜日）

午前10時

（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）

午後6時到着分まで



インターネット等で議決権 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）

午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

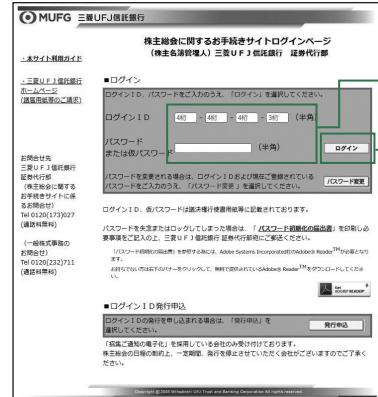


インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	平田秀明	取締役会長 会長執行役員	再任
2	大澤勝	代表取締役社長 社長執行役員	再任
3	星野正	取締役 常務執行役員	再任
4	小嶋康司	取締役 執行役員	再任
5	佐野直人	グループ上席執行役員	新任
6	東尾公彦	取締役	再任 社外
7	徳田誠	—	新任 社外

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	平田秀明 (1946年7月12日)	<p>1973年10月 ミサワホーム株式会社入社</p> <p>1989年6月 同社取締役関連企業部長</p> <p>1992年7月 同社常務取締役関連企業部長</p> <p>1994年6月 当社代表取締役社長</p> <p>2012年6月 当社取締役会長</p> <p>2014年6月 当社代表取締役会長執行役員</p> <p>2017年6月 当社代表取締役会長執行役員兼社長執行役員</p> <p>2017年12月 当社代表取締役会長兼会長執行役員</p> <p>2022年6月 当社取締役会長兼会長執行役員（現任）</p>	13,829株
2	大澤まさる (1966年8月15日)	<p>1990年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>2006年2月 当社入社</p> <p>2015年6月 当社取締役執行役員F・D部長</p> <p>2018年4月 当社取締役執行役員管理部長兼お客様相談室長兼経営管理部担当</p> <p>2020年7月 当社取締役執行役員管理部長兼経理部長兼お客様相談室長</p> <p>2021年10月 当社取締役執行役員総務・経理担当兼お客様相談室長</p> <p>2022年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員</p> <p>2023年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員経営企画担当（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] リソルライフサポート株式会社代表取締役会長</p>	3,383株
3	星野ただし (1960年4月22日)	<p>1983年4月 三井不動産株式会社入社</p> <p>2017年4月 当社常務執行役員経営企画部長兼顧客品質管理室長兼広報室長</p> <p>2017年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長兼顧客品質管理室長兼広報室長</p> <p>2018年4月 当社取締役常務執行役員経営システム室担当兼広報室担当</p> <p>2021年10月 当社取締役常務執行役員開発全般・グループ広報担当兼広報室長</p> <p>2022年6月 当社取締役常務執行役員グループ広報・IR担当兼広報室長（現任）</p>	2,121株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
4	小嶋 康司 (1964年11月18日)	1987年4月 ミサワホーム株式会社入社 2002年11月 当社入社 2013年12月 当社管理部長 2014年12月 当社総務人事部長 2015年6月 当社総務人事部長兼コンプライアンス室長 2015年10月 リソル株式会社取締役管理部長 2019年3月 当社内部監査室長 2019年6月 当社常勤監査役 2023年6月 当社取締役執行役員総務担当（現任）	1,180株
5	※佐野直人 (1978年12月26日)	2002年4月 当社入社 2020年4月 リソル生命の森株式会社（現 リソルの森株式会社）代表取締役総支配人 2021年4月 同社代表取締役社長 2022年4月 当社グループ上席執行役員兼リソル株式会社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] リソル株式会社代表取締役社長	849株
6	ひがし東尾公彦 (1959年9月24日)	1997年9月 コナミ株式会社（現 コナミグループ株式会社）入社 2005年6月 同社取締役 2010年6月 当社社外取締役（現任） 2018年1月 コナミホールディングス株式会社（現 コナミグループ株式会社）取締役兼執行役員副社長 2019年6月 同社代表取締役副社長 2020年4月 同社代表取締役社長（現任） [重要な兼職の状況] コナミグループ株式会社代表取締役社長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	※ とく だ まこと 徳 田 誠 (1964年4月13日)	<p>1987年4月 三井不動産株式会社入社</p> <p>2022年4月 同社常務執行役員ソリューションパートナー 本部長</p> <p>2023年4月 同社常務執行役員</p> <p>2023年6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2024年4月 同社取締役専務執行役員（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>三井不動産株式会社取締役専務執行役員</p> <p>株式会社帝国ホテル社外取締役</p> <p>大浅間ゴルフ株式会社社外取締役</p>	—

(注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。

2. 東尾公彦氏及び徳田誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者とした理由及び社外取締役候補者に期待される役割の概要は以下のとおりであります。
 - (1) 平田秀明氏は当社の代表取締役として長年に亘り経営に携わり、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの経営や業務執行の監督などに活かせるものと判断したからであります。
 - (2) 大澤 勝氏は当社の投資再生事業部門における多数の実績をもち、また財務・経理・総務部門の責任者を歴任しており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。また、当社グループ複数社の代表取締役も歴任しており、当社グループの事業分野における経営経験を有しております。これらの経験と知見を当社グループの経営戦略や経営全般の統括に活かせるものと判断したからであります。
 - (3) 星野 正氏は当社の取締役、当社グループ会社の代表取締役の他、他社の取締役及び事業部門の責任者を歴任しており、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に活かせるものと判断したからであります。
 - (4) 小嶋康司氏は当社及び当社グループ会社の総務部門の責任者の他、当社の常勤監査役及び当社グループ会社の代表取締役を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に活かせるものと判断したからであります。
 - (5) 佐野直人氏は当社グループ会社のホテル・ゴルフ運営を担う事業会社の代表取締役として、豊富な経験と幅広い知見を有しています。これらの経験と知見を当社グループの事業管理体制の強化に活かせるものと判断したからであります。

- (6) 東尾公彦氏はコナミグループ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、会社経営に関する高い識見を有しております。また取締役会における積極的な発言等により当社の社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に関する監督の強化に資するところが大きいと判断いたしました。なお、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって15年になります。
- (7) 徳田誠氏は三井不動産株式会社の取締役を兼務しており、会社経営に関する高い識見を有しております。当該識見を活かして当社の社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に関する監督の強化に資するところが大きいと期待したためであります。
5. 東尾公彦氏が代表取締役社長を兼務しているコナミグループ株式会社及び徳田誠氏が取締役を兼務している三井不動産株式会社は、当社の特定関係事業者であります。
6. 当社は、東尾公彦氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しており、東尾公彦氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また徳田誠氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 所有する当社の株式数については、当社持株会の持分（1株未満の端数切捨て）を含めております。

<ご参考> 取締役候補者のスキルマトリックス

候補者番号	氏名	経営戦略 企業経営	財務・会計 ファイナンス	コンプライアンス リスクマネジメント	投資再生事業 に関する知見	ホテル事業 に関する知見	ゴルフ事業 に関する知見	福利厚生事業 に関する知見
1	平田 秀明	●	●	●	●	●	●	●
2	大澤 勝	●	●	●	●	●	●	●
3	星野 正	●	●	●	●	●		●
4	小嶋 康司	●	●	●		●		●
5	佐野 直人			●	●	●	●	
6	東尾 公彦	●	●	●		●	●	●
7	徳田 誠	●	●	●	●			

※上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 水谷学氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、水谷学氏を監査役に選任いたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社ににおける地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
みず たに まなぶ 水 谷 学 (1958年3月6日)	<p>1980年7月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社</p> <p>1989年12月 ピー・シー・エー株式会社 入社</p> <p>1994年6月 同社取締役</p> <p>2000年5月 同社常務取締役</p> <p>2006年4月 同社専務取締役</p> <p>2006年6月 同社取締役副社長</p> <p>2007年6月 同社代表取締役社長</p> <p>2018年6月 同社取締役相談役</p> <p>2021年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>一般社団法人ソフトウェア協会名誉顧問</p> <p>公認会計士水谷学事務所</p>	—

- (注) 1. 水谷 学氏は、社外監査役候補者であります。
2. 水谷 学氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 水谷 学氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していること、当社の業務執行者から独立した立場にあり、社外監査役としての職務を適切に遂行できると考えるからであります。なお、当社の社外監査役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年になります。
4. 当社は、水谷 学氏との間で、会社法423条第1項に定める責任について、会社法425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しており、水谷 学氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 水谷 学氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、補欠監査役が就任する順位につきましては、候補者である河野比佐志氏を第1順位、2023年6月29日開催の第130回定時株主総会において補欠監査役に選任された野末泰樹氏を第2順位といたします。ただし、河野比佐志氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の候補者は野末泰樹氏となります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 及び 重要な 兼職の 状況	所有する 当社株式数
河野比佐志 (1982年9月16日)	2007年4月 当社入社 2020年7月 当社管理部経営管理課長兼経理部財務課長 2021年10月 当社総務部長兼システム課長 2023年7月 当社経営企画部担当部長兼経理部財務課長兼リソルライフサポート株式会社取締役（現任）	644株

- (注) 1. 河野比佐志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 河野比佐志氏を補欠の監査役候補者とした理由は、当社の財務、総務、経営企画などを経験し、これらに関する相当程度の知見を有していると考えたからであります。また、当社グループ会社の取締役の経験もあり、企業の健全性を確保するために監査を行うことについて適切な人材と判断したからであります。
3. 当社は、河野比佐志氏が監査役に就任した場合、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 所有する当社の株式数については、当社持株会の持分（1株未満の端数切捨て）を含めております。

以上

事 業 報 告

(2024年 4月 1日から)
(2025年 3月 31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

＜事業の経過及び成果＞

当会計年度はコロナ禍からの社会活動の正常化と、訪日外国人旅行者数が過去最高のペースで推移したことによるインバウンド消費の伸びや雇用、所得環境の改善などを背景に、観光需要の本格的な再拡大が見られ、宿泊・ゴルフ場のリゾート市場への旺盛なレジャー需要、企業の人的資本投資拡大による研修需要などに支えられ、堅調な状況が続いています。

このような経営環境のもと、インバウンド需要に向けたマーケティング施策の実施、ニーズを捉えた商品・プランの造成、ワンランク上のサービス提供や品質向上によるプランディング強化などにより既存事業の成長を図りました。また、新たな価値創造の取組みとして、フェアウェイの眺望が堪能できる高級ゴルフリゾート“フェアウェイフロントヴィラ事業”、「暮らすように泊まる。」をコンセプトとした滞在型貸別荘“リソルステイ事業”、プライベート温泉とドッグランを備えたリソルの森の“ペットヴィラ事業”（2024年10月に開業）を推進しました。同時に、グループの価値基準「あなたのオフを、もっとスマイルに。」と長期方針である3つの「やさしい」（人にやさしい・社会にやさしい・地球にやさしい）の実践を図るため、サービス体制を強化してお客様の満足度向上に努めました。

以上の結果、ホテル部門における旺盛なインバウンド需要の取込みが計画を大幅に上回ったことや、前年取得した「入間カントリー俱楽部」の運営が通期で寄与し、運営事業の売上及び利益が増加し、売上高は28,400百万円（前期比10.4%増）、営業利益は2,681百万円（前期比26.3%増）、経常利益は2,566百万円（前期比31.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,950百万円（前期比38.1%増）となりました。

売上高	前 期 比	営業利益	前 期 比
28,400 百万円	10.4%増 	2,681 百万円	26.3%増 

経常利益	前 期 比	31.8%増	↗
2,566百万円			
親会社株主に帰属する 当期純利益	前 期 比	38.1%増	↗
1,950百万円			

事業のセグメント別の主な状況は、以下のとおりでございます。

ホテル運営事業部門

売上高
14,888百万円
(前期比20.5%増)



経常利益
2,514百万円
(前期比90.9%増)



ホテル運営事業では、旺盛なインバウンド需要を捉え、各ホテルにおいてアジア・欧州など地域特性に応じたプロモーション施策を積極的に展開した結果、客室単価・稼働率ともに順調に向上し、業績は好調に推移しました。主力ブランドである「リソルホテルズ」では、「物語のあるホテル」をコンセプトに、「ツーリストホテル」としての強みをいかしたブランド構築を進め、サービスと品質の向上に取組みました。特に「観る・食べる・体験する・買い物する」を提案することでホテルでの滞在をより充実したものにするコンシェルジュサービスを拡充。ホテル館内での日本文化体験イベントや、専任スタッフ「サービスコーディネーター」による周辺情報の案内などを実施し、お客様のニーズを満たすサービス提供を図りました。

新規事業の“リソルステイ事業”では、「暮らすように泊まる。」をコンセプトに滞在型貸別荘「スイートヴィラ」の施設数を拡大し、利用ニーズに応じて選べる3つの滞在パターン（ウイークリー・マンスリー・デイリー）を推進した結果、リゾート地での避暑・避寒目的の中長期利用や、インバウンド、大人数での利用が増加し、宿泊数は順調に増加しました。

以上の結果、ホテル運営事業部門における売上高は14,888百万円（前期比20.5%増）、経常利益は2,514百万円（前期比90.9%増）となりました。

ゴルフ運営事業部門

売上高

8,357百万円

(前期比3.1%増)



経常利益

933百万円

(前期比11.2%減)



ゴルフ運営事業では、コース・クラブハウスの上質化、ホスピタリティの強化などでゴルフ場全体の品質向上に努めたことで、客単価上昇、会員権販売につながりました。また、インバウンド集客においては専門チームを新設し取組みを強化。“フェアウェイフロントヴィラ事業”を展開する「瀬戸内ゴルフリゾート」では、韓国を中心としたアジア諸国からの宿泊を伴うゴルフ利用が好調となりました。

さらに、「大熱海国際ゴルフクラブ」において2026年度の開業に向けた新たなフェアウェイフロントヴィラの開発準備を推進しました。

以上の結果、前年に取得した「入間カントリー倶楽部」の運営が通期で業績に寄与したものの、夏場の猛暑や台風、2月・3月の天候不順など気象要因の影響を受け、ゴルフ運営事業部門における売上高は8,357百万円（前期比3.1%増）、経常利益は933百万円（前期比11.2%減）となりました。

リソルの森事業部門

売上高

3,974百万円

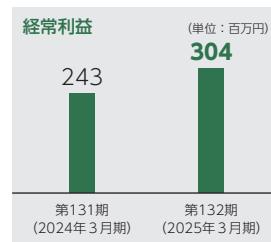
(前期比8.6%増)



経常利益

304百万円

(前期比24.9%増)



リソルの森事業では、グループのランドマーク施設である体験型リゾート「Sport & Do Resort リソルの森」の運営とエリア内の不動産や会員権販売の事業を展開しました。

ゴルフ部門（真名カントリーラブ）では、コースメンテナンスの向上やクラブハウス内施設の更新などお客様サービスの上質化に努めたことで、客单価の上昇及び会員権販売に繋がりました。また、リゾートエリアに滞在しながらゴルフを楽しむ「ゴルフ＆ステイプラン」の利用において、空港間の送迎実施を開始したことで、インバウンドの受注が大きく伸長しました。

リゾート部門では、2024年10月に愛犬と泊まれる高級ヴィラエリア「Dear Wan Spa Garden」が開業し多くのお客様の支持を受け、計画を大きく上回る売上となりました。また、企業の人才投資意識の高まりにより「合宿・研修」の受注が大幅に増加。新たにオープンした会議や研修に特化した総合カンファレンスホテル「ハイブリッドコモンハウス」を含め宿泊施設の稼働が増加した他、飲食や会議室、各種プログラムの利用などの付帯売上も好調となりました。

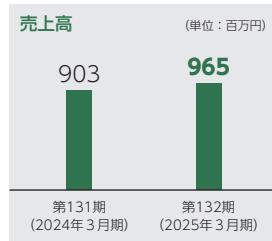
以上の結果、リソルの森事業部門における売上高は3,974百万円（前期比8.6%増）、経常利益は304百万円（前期比24.9%増）となりました。

福利厚生事業部門

売上高

965百万円

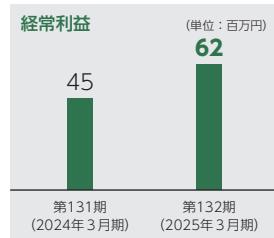
(前期比6.8%増)



経常利益

62百万円

(前期比36.2%増)



福利厚生事業では、競合他社と差別化された3つのプラン、利用実績に応じて補助金を精算・返金する透明性の高い「精算プラン」、提携外施設も利用可能なカスタマイズ性の高い「カフェテリアプラン（プラスユアチョイス）」、宿泊に特化し利用実績分のみを支払う「従量制プラン」を強みに、新規顧客の開拓に注力しました。また、新たな営業ツールの導入による積極的な営業活動により新規受注は順調に増加しました。加えて、テレビCMなどのプロモーション活動を実施しました。

さらに、既存会員の利用促進を図るため、魅力的なサービスメニューの開発と利便性向上に努め、業績は順調に推移しました。

以上の結果、福利厚生事業部門における売上高は965百万円（前期比6.8%増）、経常利益は62百万円（前期比36.2%増）となりました。

再生エネルギー事業部門

売上高

103百万円

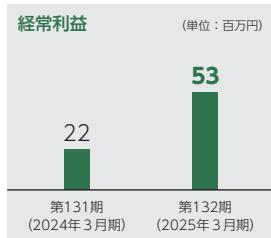
(前期比6.3%増)



経常利益

53百万円

(前期比138.7%増)



再生エネルギー事業では、売電事業および自家消費型事業を中心に展開。売電事業については、リソルの森の施設内において1.5MWの太陽光発電設備を運営し、年間約140万KWhの売電を実施。また、自家消費型事業については、「入間カントリー倶楽部」において当社グループのゴルフ場では4ヶ所目となるソーラーカーポートの建設工事を実施し2025年2月より稼働を開始しました。今後もこれまで培った知見をいかし、ゴルフ場を中心に自家消費型事業を展開し、「地球にやさしい」企業グループを実践します。

以上の結果、再生エネルギー事業部門における売上高は103百万円（前期比6.3%増）、経常利益は53百万円（前期比138.7%増）となりました。

投資再生事業部門

売上高

111百万円

(前期比81.3%減)



経常利益

22百万円

(前期比95.2%減)



投資再生事業では、福島県にある旧ゴルフ場の所有地の一部を販売用不動産として太陽光発電事業者へ売却しました。また、市場環境を見据えながら、新規運営施設の仕入れ等の検討を進めました。

さらに、ヴィラ建設によるゴルフ場のリゾート型再生、ゴルフ場の再生可能エネルギー用地への転用、海外へのホテル及びゴルフ事業の展開等、今後も新規事業構築を推進します。

以上の結果、投資再生事業部門における売上高は111百万円（前期比81.3%減）、経常利益は22百万円（前期比95.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、ホテル及びゴルフ場等の運営事業用設備拡充等のため、2,006百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、訪日客数について中長期的には年間4,000万人超が安定的に見込まれることや、日本政府が掲げる2030年に6,000万人という数値目標を背景に、インバウンド需要が継続的に拡大することで引き続き好調な状況が見込まれます。

当社グループでは、運営事業におけるインバウンド需要の取込みを加速するとともに、独自の強みをいかしながら新たな価値創造とブランド力の強化を通じて、事業拡大に努めてまいります。

ホテル運営事業では“ツーリストホテル”としての独自の強みをいかしたポジショニングを強化し、ブランドの確立を推進し他社との差別化を図ります。特に、専任の「サービスコーディネーター」を「リソルホテルズ」ブランドの各施設に配置し、お客様の旅に寄り添うコンシェルジュサービスの強化することで、顧客満足度の向上とリピーター創出に努めてまいります。

ゴルフ運営事業では、夏場の利用者減少への対策として、全コースでのクーラー付きカートの導入や、フェアウェイ乗り入れ、暖地型芝への転換などによるコースメンテナンス強化を推進し、オフィック時の稼働率平準化と収益力強化の実現を目指します。将来的な国内プレーヤー人口の減少を見据え、インバウンド集客体制の整備を進めてまいります。なかでも、“フェアウェイフロントヴィラ事業”では、ゴルファーはもちろん観光を目的としたツーリスト層にも対応できる、ワンランク上の高級リゾート化を目指します。また、VR・AR・XR等のデジタル技術の活用を通じ、リアルとバーチャルの相乗効果を創出する新たな事業展開の可能性を検討してまいります。さらに、財務の健全性を意識しながら、戦略的なM&Aによるゴルフ場の取得と計画的なホテルの出店、新たな宿泊サービスによる多様化への対応、海外への事業進出の検討などにより継続的な事業拡大を進めてまいります。

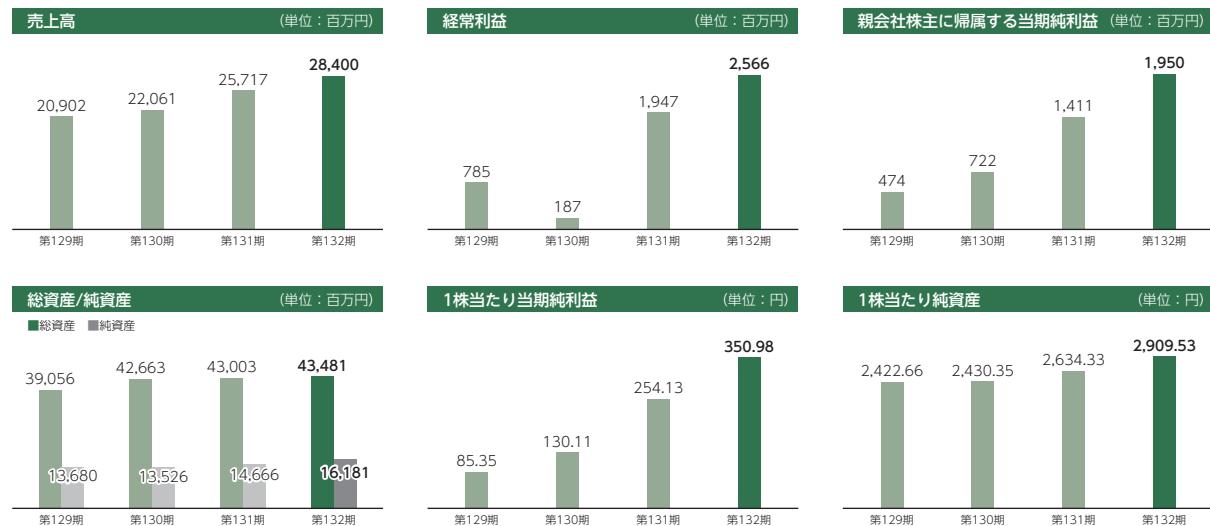
事業規模の拡大に伴う人材確保と育成も重要な課題と捉え、採用・人材開発体制の強化を進めてまいります。人的資本投資を拡充に努めるとともに、オペレーションの共通化やDXの推進により、業務効率の改善と省人化の実現を図ります。

エネルギー・原材料等のコスト高騰への対応が迫られる中、仕入れの統一化、ソーラーカーポートを活用した自家消費型太陽光発電等、コストの適正化への対応を一層強化します。同時に、株主・投資家をはじめとするステークホルダーとのエンゲージメントを目的に、情報開示の充実に向けた取組みを推進してまいります。

株主還元に關しましては、各事業において業績向上を図り、配当金額の向上及び継続・安定的な配当、優待施策の充実に努めます。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移



① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	期別	第129期	第130期	第131期	第132期 当連結会計年度 [2024年度]
		[2021年度]	[2022年度]	[2023年度]	[2024年度]
売上高		百万円 20,902	百万円 22,061	百万円 25,717	百万円 28,400
経常利益		百万円 785	百万円 187	百万円 1,947	百万円 2,566
親会社株主に帰属する当期純利益		百万円 474	百万円 722	百万円 1,411	百万円 1,950
1株当たり当期純利益		円 85.35	円 130.11	円 254.13	円 350.98
総資産		百万円 39,056	百万円 42,663	百万円 43,003	百万円 43,481
純資産		百万円 13,680	百万円 13,526	百万円 14,666	百万円 16,181
1株当たり純資産		円 2,422.66	円 2,430.35	円 2,634.33	円 2,909.53

② 当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第129期	第130期	第131期	第132期 当事業年度 [2024年度]
		[2021年度]	[2022年度]	[2023年度]	
売上高		百万円 4,031	百万円 4,464	百万円 4,996	百万円 5,462
経常利益		百万円 795	百万円 18	百万円 54	百万円 262
当期純利益		百万円 1,294	百万円 520	百万円 87	百万円 155
1株当たり当期純利益		円 233.07	円 93.73	円 15.71	円 27.93
総資産		百万円 31,578	百万円 34,786	百万円 31,621	百万円 31,664
純資産		百万円 10,061	百万円 10,306	百万円 10,116	百万円 9,830
1株当たり純資産		円 1,811.25	円 1,855.25	円 1,821.00	円 1,769.29

(6) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権 比率	主要な事業内容
リソル株式会社	百万円 100	% 99.9(※)	ホテル、ゴルフ場の運営及び管理
リソルの森株式会社	100	100	ホテル、コテージ、ゴルフ場、 スポーツ施設等の運営及び管理

(注) 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ホテル運営事業	ホテルの経営 ホテル・宿泊施設の運営 リゾート施設の運営 コンサルティング業務 ホテル等の施設管理業務 保養所等の再生事業及び販売
ゴルフ運営事業	ゴルフ場の経営 ゴルフ場・ゴルフ場付帯施設の運営 コンサルティング業務 ゴルフ場の施設管理業務 リゾート施設会員権の販売
リゾルの森事業	リゾート施設・ゴルフ場の運営事業 スポーツ・アウトドア施設の運営事業 リゾートマンション・別荘等の販売・管理事業 リゾート施設の新規企画開発や会員権販売事業
福利厚生事業	福利厚生・健康支援サービス提供のためのＩＣＴ開発 福利厚生代行サービス CRM (Customer Relationship Management) 事業 海外・国内旅行の販売
再生エネルギー事業	太陽光等自然エネルギーを活用した地産地消・売電事業 太陽光関連の設備・不動産における開発事業 太陽光設備等の販売・管理業務
投資再生事業	デューデリジェンス業務 投資再生事業不動産等の販売 投資再生子会社の売却

(8) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

当社	本社	東京都新宿区
リゾル株式会社	本社	千葉県茂原市
リゾルの森株式会社	本社	千葉県長生郡

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
ホテル運営事業	155	13
ゴルフ運営事業	245	7
リソルの森事業	113	12
福利厚生事業	48	△6
再生エネルギー事業	4	—
投資再生事業	2	1
全社(共通)	18	1
合計	585	28

- (注) 1. 従業員数は正社員の就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	0名	39.4歳	9.1年

- (注) 従業員数は正社員の就業員数（当社から社外への出向者及び社外から当社への出向者を除く）であります。

(10) 企業集団の主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 三菱UFJ銀行	2,421百万円
株式会社 三井住友銀行	1,809百万円
農林中央金庫	1,777百万円
株式会社 三十三銀行	1,268百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,564,200株 |
| ③ 株主数 | 16,040名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	当社への出資状況		
	持株数	自己株式比	除く率
三井不動産株式会社	1,725,100	31.04	%
コナミグループ株式会社	1,132,900	20.38	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・ミサワホーム口)	342,000	6.15	
リソルグループ取引先持株会	89,500	1.61	
BNYMSA/NV FOR BNYM FOR BNYMGCM CLIENTACCTS MILM FE	18,081	0.32	
平田秀明	13,738	0.24	
株式会社本山グリーン管理	12,100	0.21	
野村證券株式会社	11,144	0.20	
BNP PARIBAS NEW YORK BRANCH-PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCOUNT	10,800	0.19	
株式会社テイクワン	10,000	0.17	

(注) 持株比率は自己株式(8,026株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第128回定時株主総会にて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議いたしました。2024年6月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分を行うことを決議し、2024年7月25日に普通株式752株を処分しています。

当社の取締役に割り当てた譲渡制限付株式の数は次頁のとおりです。なお、当該譲渡制限付株式は、対象取締役が任期満了その他の正当な事由によって退任した場合には制限を解除し、法令違反行為その他の正当な事由以外の事由により退任した場合は、当社が割当株式を無償で

取得します。

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	752株	3名

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況（2025年3月31日現在）
該当事項はございません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	平 田 秀 明	取締役会議長
代表 取 締 役 社 長	大 澤 勝	グループ経営全般担当 グループ経営連絡会議長 経営企画 担当 内部監査 管掌 リソルライフサポート株式会社代表取締役会長
取 締 役	星 野 正	グループ広報・IR担当
取 締 役	小 嶋 康 司	総務 担当 経理 管掌
取 締 役	海 藤 明 子	三井不動産株式会社執行役員ホテル・リゾート本部副本部長兼 ホテル・リゾート事業二部長 株式会社三井不動産ホテルマネジメント取締役 三井不動産リゾートマネジメント株式会社取締役
取 締 役	東 尾 公 彦	コナミグループ株式会社代表取締役社長 関東ITソフトウェア健康保険組合理事長
常 勤 監 査 役	岩 場 潔	
監 査 役	伊 藤 博 文	三井不動産株式会社関連事業部長 三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社代表取締役社長 三井不動産ローン保証株式会社代表取締役社長
監 査 役	水 谷 学	一般社団法人ソフトウェア協会名誉顧問 公認会計士水谷学事務所

- (注) 1. 取締役海藤明子氏及び東尾公彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤博文氏及び水谷 学氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役岩場 潔氏、監査役伊藤博文氏、水谷 学氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役岩場 潔氏は、当社の経理、内部監査業務における長年の実務経験を有しております。
 - ・監査役伊藤博文氏は、三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社数社の代表取締役、取締役及び監査役としての経験があり、会社経営に関するノウハウを有しております。
 - ・監査役水谷 学氏は、公認会計士の資格を有しており、またピー・シー・エー株式会社の元代表取締役としての経験があり、会社経営に関するノウハウを有しております。

4. 取締役平田秀明氏、大澤 勝氏、星野 正氏、小嶋康司氏は、執行役員を兼務しております。
5. 社外監査役水谷 学氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位
川村 豊	2024年6月27日	任期満了	社外取締役

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社は、2021年3月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また2024年4月18日開催の取締役会において業績連動報酬等の決定に関する方針の変更を決議いたしました。なお、2016年6月29日開催の第123回定時株主総会においてご承認いただきました年額2億4,000万円以内（使用者兼務取締役の使用者分給与含まず）の報酬額から変更はございません。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、①月例の固定報酬(固定の取締役報酬と変動する執行役員報酬の最低額(E評価の固定部分)と、②会社及び業績への貢献度に応じた変動報酬(執行役員報酬)から成る。

①固定報酬については、役位、職責に応じて他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、現金で支給するものとする。

②変動報酬については、各事業年度の個々の取締役の会社及び業績への貢献度をA～Eで評価し決定した金額の最低額(E評価の固定部分)との差額部分を現金で支給するものとする。変動報酬の評価の決定については、代表取締役が取締役会にて原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。

b. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は決算賞与とする。決算賞与の総額のうち短期インセンティブとして各事業年度の連結税金等調整前当期純利益（以下、「連結税前利益」とする）の1%を総額とした個別配分額を毎年、一定の時期に現金にて支給する。長期インセンティブとして、2021年6月29日開催の第128回定時株主総会でご承認いただいた総額の範囲内で譲渡制限付株式報酬にて支給する。

c. 報酬等の割合の決定に関する方針

各報酬の種類別の報酬割合については、上場企業の水準を参考に、代表取締役が取締役会

にて個人別の報酬等の内容の原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役が取締役会にて原案を提示し、取締役会にて決議するものとする。その原案の内容は、各取締役の固定報酬の額及び変動報酬の評価、決算賞与の配分とする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役	124	104	16	3	5
監査役	21	21	—	—	2
(上記のうち) 社外役員	17	17	—	—	2

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第123回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額2億4千万円以内（ただし、使用人分給与は含まないものとする）、監査役の報酬限度額は年額4千8百万円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名です。また、上記報酬枠内で、2021年6月29日開催の第128回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額3千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は3名です。
2. 業績連動報酬の内容は、決算賞与であり、2024年度に支払った報酬の合計額です。決算賞与は連結税前利益の1%を総額の基準とし、個人別の配分方法は代表取締役が業績・評価に応じた報酬原案を取締役会に提示し、取締役会にて承認を得るものとします。連結税前利益を指標として選択した理由は、当社の事業特性等を踏まえ、営業外損益や特別損益を含めた業績を報酬額に適正に反映させるにあたって客観的な指標であり、業績連動報酬の指標として適切と判断したためであります。なお、該当事業年度の連結税前利益は、1,608百万円でした。
3. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及び交付状況は、「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容について、上述の「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」に基づき、取締役会にて決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社グループの役員及び執行役員等で、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役海藤明子氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の執行役員、同社関係会社の株式会社三井不動産ホテルマネジメント及び三井不動産リゾートマネジメント株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社は、三井不動産株式会社とホテルやゴルフ場等においてライフサポート俱楽部を通じた送客等の事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制にあります。

同氏の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。

・取締役東尾公彦氏は、当社の特定関係事業者であるコナミグループ株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は、コナミグループ株式会社及び同社関係会社のコナミスポーツ株式会社と福利厚生事業において事業協力関係にあり、中長期的な企業価値向上に向け、協力体制を強化しております。また、同氏は関東ITソフトウェア健康保険組合の理事長を兼務しております。当社社員の一部は同保険組合に加入しております。

・監査役伊藤博文氏は、当社の特定関係事業者である三井不動産株式会社の関連事業部長、同社関係会社の三井不動産ゴルフプロパティーズ株式会社及び三井不動産ローン保証株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と三井不動産株式会社との関係は前述のとおりであります。また、同氏のその他の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。

・監査役水谷 学氏の各兼職先と当社との間には、特別の利害関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	海藤明子	2024年6月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回のうち8回に出席し、会社の経営全般に関する深い知識や経験を活かし、当社取締役会において積極的に発言を行い、当社の経営の監視や取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	東尾公彦	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、会社の経営全般に関する深い知識や経験を活かし、当社取締役会において積極的に発言を行い、当社の経営の監視や取締役の職務執行に対する監督、助言等を行うなど、当社の社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	伊藤博文	当事業年度開催の取締役会12回の全て、及び監査役会12回の全てに出席し、会社経営に関する知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。
監査役	水谷学	当事業年度開催の取締役会12回の全て、及び監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地や会社経営に関する知識や経験を活かし、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するため必要な発言を適宜行っております。

(注) 事業年度中に会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 赤坂有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額とを区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社につきましても、赤坂有限責任監査法人が会計監査を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき、解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査役会規則に則り、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの全役職員に対し、当社グループの行動規範である「リソルグループコンプライアンスポリシー」をリーフレットにして配布する等、その遵守を徹底させております。

ロ. 当社グループ全体の法令遵守体制を統括・指導する部署としてコンプライアンス課を設置し、事業活動のあらゆる局面でコンプライアンスを最優先させるための取り組みを行っております。

ハ. 法令違反等その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置しております。

二. 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言、勧告を行い、監査結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

また、内部監査担当は、必要に応じて常勤監査役及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

ホ. 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、一切取引の関係を持たず、不当な要求に対し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、役員及び使用人に周知徹底しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」に基づき、適切に保存及び管理を行います。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスクマネジメント基本規程に基づき会社の存続及び業務の健全な運営を行うため、取締役会は当社グループ全体のリスクの低減及び発生の未然防止に努めております。

ロ. リスクマネジメント基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び推進を図っております。

ハ. コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に関するリスクについて

は、それぞれの担当部門又は子会社にてマニュアルの作成・配付、教育の実施等を行っております。

グループの横断的なリスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス担当部門が行っています。

④ 当社及び子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループにおける指揮命令系統、権限及び意思決定等の組織に関する基準を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制としております。

また、当社は、執行役員制度を設け、経営監視機能と業務執行機能を分離し、主要な子会社は、当社グループの各事業統括責任者がその子会社の取締役になり、当該事業に係る権限を委譲することで、迅速かつ的確な意思決定と業務執行が行える経営体制としております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役等は、当社の子会社が重要事項を当社に報告するための規程として「関係会社管理規程」を定めております。また、常勤の取締役及び監査役、主要な子会社の社長が出席する会議を定期的に開催し、重要事項の報告及び協議を行うものとしております。

ロ. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体に適用されるコンプライアンス体制を構築しております。代表取締役及び取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導しております。

また、代表取締役は直轄組織である内部監査室へ「内部監査規程」に基づいた内部監査の実施を当社及び子会社に対して行うよう指示し、企業集団における業務全般にわたる内部統制システムの整備を行うよう指導しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役は、内部監査室に属する使用人に監査業務の補助を要請することができるものとしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。また、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査役会に承諾を得るものとしております。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見したときは、当該事実を監査役に報告します。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。報告の方法については、取締役と監査役との協議によるものとしております。

コンプライアンス違反行為が発生又は発生する恐れがあると判断した場合は、社内通報の定めに従い常勤監査役へ通報することとしております。常勤監査役は、通報内容を調査、検証のうえ、適宜、その結果を取締役、社外監査役へ報告しております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報の定めに基づき通報したことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を規程に明記するとともに当社グループ役職員へ周知徹底しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を当社が負担しております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う体制としております。

ロ. 監査役は取締役会のほか、重要な会議へ出席し必要に応じて意見を述べることができ、稟議書等の重要書類の閲覧を通じて会社の経営全般の状況を常時把握できる体制としております。

ハ. 監査役は、会計監査人、子会社監査役、内部監査室等と連携し、情報交換を緊密に行

い、監査の効率化を図っております。

- 二. 監査役は、独自に意見形成するために必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、外部アドバイザーを活用できることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正及び効率的に行われることに対する取組みについて

毎月1回開催の定例取締役会において、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定、取締役及び執行役員の業務執行の監督を行っております。また、常勤の取締役及び監査役と主要な子会社の社長が出席する定期的に開催される会議において、グループ内の重要事項の協議や報告を行っております。取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する情報は、社内の規定に則って、適切に保管及び管理を行っております。

② 損失の危険の管理に関する取組みについて

リスク管理の基本規程やマニュアルに基づき、コンプライアンス担当部門はグループのリスクマネジメントの実施状況を確認し、必要に応じて適切に対応しております。

事業所においてはコンプライアンス教育やリスクマネジメント委員会を継続して実施しております。これらの実施状況や業務監査の結果、改善指導状況などを四半期ごとに取締役会へ報告しております。

③ 監査役の監査の実効性の確保に関する取組みについて

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されており、毎月1回開催の監査役会において、監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告及び協議を行っております。常勤監査役は、常勤取締役及び主要な子会社の社長が出席する会議への参加や子会社取締役との連携等を通じて情報収集に努めております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要事項と認識し、将来の事業展開と内部留保による財務体質の充実等を勘案したうえ、安定かつ継続的に実施していくことを基本方針としております。この基本方針に従って、当期の期末配当につきましては、1株当たり100円とさせていただくことに決定いたしました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
		百万円	百万円
流動資産		9,279	10,396
現金及び預金	4,100	営業未払金	411
営業未収入金	1,958	短期借入金	900
商品	140	1年内返済予定の長期借入金	4,278
販売用不動産	2,088	リース債務	243
貯蔵品	60	未払法人税等	154
その他	932	賞与引当金	303
		役員賞与引当金	28
		その他の	4,076
固定資産		34,201	16,903
有形固定資産		28,561	
建物及び構築物	7,645	長期借入金	8,783
機械装置及び運搬工具	737	リース債務	996
工具、器具及び備品	687	繰延税金負債	21
土地	18,315	長期未払金	10
リース資産	1,006	長期預り金	86
建設仮勘定	169	預り保証金	6,309
無形固定資産		799	
のれん	258	従業員特別補償引当金	103
借地権	160	退職給付に係る負債	395
リースの資産	79	資産除去債務	196
その他	301		
投資その他の資産		4,840	
投資有価証券	0	資本	16,150
繰延税金資産	1,053	本益	3,948
差入保証金	3,329	剰余	2,267
その他	457	自己株式	9,955
			△20
			15
			15
			15
資産合計	43,481	純資産合計	16,181
		負債・純資産合計	43,481
資産の部		負債の部	
固定負債		純資産の部	
流動負債		株主資本	
営業未払金		資本	16,150
短期借入金		本益	3,948
1年内返済予定の長期借入金		剰余	2,267
リース債務		自己株式	9,955
未払法人税等			△20
賞与引当金			15
役員賞与引当金			15
その他の			15
その他の包括利益累計額		純資産合計	16,181
退職給付に係る調整累計額		負債・純資産合計	43,481
非支配株主持分			

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

科 目		金	額
売 売	上 原 高 価 利 益		百万円
売 売	上 原 高 価 利 益	28,400	
販 売	上 原 高 価 利 益	8,208	
販 売	一 般 管 理 利 益	20,191	
営 営	業 外 収 益	17,510	
営 営	受 取 利 益	2,681	
営 営	受 取 利 益	1	
営 営	そ の 他	67	
営 営	そ の 他	75	145
営 営	業 外 費 用		
営 営	支 払 利 数	182	
営 営	支 払 手 数	62	
営 営	そ の 他	15	260
特 別	常 常 利 益		2,566
特 別	固 定 利 益	0	
特 別	資 産 却 益	400	400
特 別	約 約 利 益		
特 別	資 産 却 益	476	
特 別	資 産 除 却 益	14	
特 別	資 産 却 益	127	
従 業 員 特 別 補 償 引 当 金 繰 入 額		26	
そ の 他		9	655
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			2,311
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		140	
法 人 税 等 調 整 額		215	356
当 期 純 利 益			1,955
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			5
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			1,950

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
		百万円	百万円
流動資産		流動負債	13,114
現金及び預金	16,426	短期借入金	900
営業未収入	3,854	1年内返済予定の長期借入金	4,149
	16	リース債務	2
	1	未払金	41
前渡	7,819	未払費用	258
前払費用	360	未払法人税等	17
関係会社短期貸付	3,960	前預受り	11
未収入	348	賞与引当金	7,606
立替	0	役員賞与引当金	99
未収取消費用	64	固定負債	8,719
		長期借入金	8,036
固定資産	15,238	一時預金	7
有形固定資産	306	繰延税金負債	16
建物	145	長期預り保証金	77
構築物	91	従業員特別補償引当金	158
機械及び装置	37	退職給付引当金	103
車両	2	資産除去債務	147
工具、器具及び備品	20		171
リース資産	9		
無形固定資産	48		
借入地	31		
ソフトウエア	3		
その他の	13		
投資その他の資産	14,883		
投資有価証券	0		
投資再生株式	55		
関係会社株式	4,031		
関係会社出資	2		
関係会社長期貸付	7,040		
長期前払費用	395		
差入保証金	3,073		
長期未収入	276		
その他の	6		
資産合計	31,664		
		負債合計	21,833
純資産の部			
株主資本			9,830
資本金			3,948
資本剰余金			2,361
資本準備金			1,759
その他資本剰余金			601
利益剰余金			3,541
その他利益剰余金			3,541
繰越利益剰余金			3,541
自己株式			△20
		純資産合計	9,830
		負債・純資産合計	31,664

損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

科 目		金	額
売	上	高	
売	上	原	5,462
売	上	総	4,027
販	売	費 及 び 一 般 管 理 費	1,435
営	業	業 利 益	1,150
営	業	外 収 益	284
受	取	利 息	187
そ	の	他	2
営	業	外 費 用	189
支	払	利 息	149
支	払	手 数 料	61
そ	の	他	0
経	常	利 益	212
特	別	損 失	262
減	損	損 失	157
固	定	資 産 除 却 損	1
従	業	員 特 別 補 償 引 当 金 繰 入 額	26
税	引	前 当 期 純 利 益	185
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		76
法	人 税 等 調 整 額	△76	
当	期	純 利 益	△1
			△78
			155

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

リソルホールディングス株式会社
取締役会御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清水谷修
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リソルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正

に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

リソルホールディングス株式会社
取締役会御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 勉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清水谷修

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リソルホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第132期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

リソルホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 岩 場 潔
社外監査役 伊 藤 博 文
社外監査役 水 谷 学

(注) 本報告書は、作成後に会社法施行規則第225条第2項に定められる電子署名の方法により署名されたものであり、電磁的記録を原本としております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場: 新宿住友ビル 47階 新宿住友スカイルーム ROOM5
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号



- 「都庁前駅」 A 6 出口直結 (都営地下鉄大江戸線)
- 「西新宿駅」 2番出口徒歩4分 (東京メトロ丸ノ内線)
- 「新宿駅」 西口徒歩8分 (JR線・小田急線・京王線)
- 「新宿駅」 7番出口徒歩8分 (都営地下鉄新宿線)

お知らせ

誠に申し訳ございませんが、会場には駐車場がございませんので、
ご了承くださいますようお願い申しあげます。

- 政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.resol.jp>) 等にてお知らせいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

